

退院支援業務嘱託員 看護師（短時間（週 29 時間））
（会計年度任用職員）募集のお知らせ

職 種	退院支援業務嘱託員（看護師）（短時間）
業 務 内 容	・入院中の退院支援・調整、訪問・介護事業所等との情報共有 ・外来患者の訪問診療や訪問看護ステーション等との調整
資 格	看護師資格を有する方
募 集 人 数	1 名
勤 務 時 間	月～金曜日（週 4～5 日）（週 29 時間勤務） 勤務時間帯：週 4 日勤務の場合 9:00～17:00 又は 10:00～18:00（休憩 45 分） 週 5 日勤務の場合 11:15（週 1 日は 13:00）～18:00（休憩 45 分） ※ 上記勤務時間での勤務が難しい場合も御相談に応じます。
任 用 期 間	令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで ※人事評価等の結果が良好な場合、公募によらない再度の任用（1 回あたり 1 年間）を行うことがあります。
試 用 期 間	原則として 1 か月
所定外労働の有 無	所定外労働は原則ありません。ただし、業務のため臨時または緊急に必要な場合においては、所定外労働があります。
待 遇	月額 195,414 円（週 29 時間勤務の場合） 交通費：上限 55,000 円/月（実費） 有給休暇：初年度 週 4 日勤務の場合 7 日、週 5 日勤務の場合 10 日 （任用期間 6 か月以上の場合） 健康保険、介護保険（40 歳以上の方に限る）、厚生年金、雇用保険、労災保険あり ※月額は地域手当を含みます。 ※時間外勤務手当、期末手当など条例・規程に定める支給条件に応じて支給されます。 ※川崎市役所での勤務経験により金額が加算されることがあります。 ※人事評価等の結果が良好で、再度の任用をすることになった場合、昇給する場合があります。
申 込 方 法	・患者総合サポートセンター 菅（すが）まで直接電話でお問合せください。 川崎市立川崎病院 044-233-5521（代表） ・お問合せの後、履歴書（川崎市所定様式）をお送りください。 ・書類を確認後、面接を実施します。
応 募 要 件	・地方公務員法第 16 条に定める次の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。）でないこと 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者